



東京韓国商工会議所
Korean Chamber of Commerce & Industry in TOKYO

東京韓商 NEWS

2023年夏号【第35号】



The Business Bridge of Korea and Japan

経費で落ちるか落ちないかの 判断基準とは!?



Point >>> 経費の基準を見極める

これは経費で落ちる?落ちない?と、悩む経営者は多いのではないかでしょうか。法人個人問わず、何が経費で落ちるのか、という疑問は誰しも抱くのが普通のこと。それを証拠にウェブ検索してみると、「経費で落ちるもの一覧」なんでもまで出てくるほどなのです。

でも、答えは実はとてもシンプルです。シンプルどころか、答えは一つだけ。それは..『事業に関係するかどうか』というただ一点だけです。そう考えると、経営者ご本人の趣味に関する費用などは当然に個人的な支出ですから、経費として認められないのは明らかなことですね。

でも、例えば『仕入』という支出であれば、売るためという動機に基づいており、明らかに事業に関連しているので経費としてOKという判断になります。このように売上に直接結びつく支出が経費として認められることに疑問の余地は無いと思います。

Point >>> どこまでが経費?

そこで判断に迷うのは“仕入以外”的経費でしょう。しかしこれも考え方は全て同じです。

書籍やDVDといったものから、テレビやソファーなどの購入であっても、はたまた新幹線で北海道まで出かけて

みたり、クラブでの豪遊に超高級外車の購入なんてことも、それが事業に関連する動機に基づいて支出されており、事業との関連性をきちんと説明できるのであれば原則的には経費として認められる、ということになるのです。

もちろん、支出したことを証明するには証憑類が存在することは当たり前に必要です。そして、結局のところ税務調査の際に認められるかどうかという点が大事なポイントですが、これについても、事業に関係するものであると税務署に対してもきちんと立証さえできればそれでOKなのです。

ということで、考え方は非常にシンプルであるということは重々ご理解いただけたと思います。ですが、やはり実際のところはね..というところが問題なのもよく分かります。

税務署と揉めてどうしようもないところまでいってしまったら、最後は司直の手に委ねるしか解決する方法はありません。

なので、最後に裁判所のご意見を。

『ある支出が必要経費として控除されるためには、それが事業活動と直接の関連性を有し、事業の遂行上必要な費用でなければならない~利益の実現した部分と投下資本の回収部分とは明確に区分されなければならないのであって、必要性及び関連性の判断は、関係者の主觀的判断を基準とするものではなく、客觀的になされなければならないことはいうまでもない』

(広島地裁 平成13年2月22日判決)

◆裁判所のご意見を聞くこととなる前に、まずはセブンセンスへご相談ください。

文・セブンセンス税理士法人
代表パートナー 徐瑛義

グローバルな視野とテクノロジーに強みを持つ信頼できる経営・会計のプロフェッショナル

セブンセンスグループ

- ・セブンセンス税理士法人
- ・セブンセンス社会保険労務士法人
- ・セブンセンス行政書士法人
- ・セブンセンス株式会社
- ・セブンセンスマーケティング株式会社
- ・セブンセンス R&D 株式会社
- ・セブンセンス FAIR 株式会社

hmr
seventh sense

東京赤坂オフィス 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-12-10 HF 溜池ビルディング 7 階
東京上野オフィス 〒107-0052 東京都台東区上野 3-14-1 UENO CUBE EXECUTIVE 2,4,5 階
ホームページ <https://seventh-sense.co.jp/>

